

令和7年6月26日

令和7年守山市議会6月定例会議員提出会議案

令和7年6月26日

令和7年守山市議会6月定例会議員提出会議案目次

意見書第7号	刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書	3
意見書第8号	所得税法第56条の廃止を求める意見書	5
意見書第9号	コメの価格高騰を抑え安定供給を求める意見書	7
意見書第10号	給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による 十分な予算措置を求める意見書	9

意見書第7号

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月26日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 松永 恵美子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 榎本 花菜恵

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、えん罪が発生するおそれは払拭できない。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、えん罪が発生した場合に、速やかに救済することは、国の基本的な責務である。

三審制の下で確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合にはこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である再審制度については、刑事訴訟法第4編「再審」に定められている。

しかし、再審請求手続に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかでないことなどにより、過去のえん罪被害者の救済には、多くの困難と長い年月を経ることとなっている。

特に、再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、ひとたび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、速やかに再審公判手続に移行できず、再審手続が長期化している実状がある。

えん罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続が整備されていなければならない。

よって、国会および政府におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を慎重かつ速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

宛

意見書第 8 号

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 26 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

所得税法第 56 条は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）」として、家族従業者の「働き分」は、必要経費として認められていない。配偶者が年 86 万円、それ以外の親族は年 50 万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額である。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっている。同法第 57 条で、一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合にのみ、必要経費に算入することができるが、これは税務署長の判断で、いつでも一方的に取り消すことのできる特例条項に過ぎない。

同法第 56 条制定時から 60 年以上が経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及などで、青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっており、2014 年 1 月に全ての事業者に記帳が義務付けられたことで、記帳義務強化のための同法第 56 条存立の根拠も既になくなっている。

世界の主要国では青色・白色の区別はなく、家族従業者の給料を経費とするのは当然のことであり、国連の女性差別撤廃委員会でも日本の所得税法第 56 条は、問題だと指摘された。全国ではすでに 570 以上の自治体が国に意見書を上げているところである。

よって、本市議会は、所得税法第 56 条を早急に廃止するよう、政府に要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長	宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
法務大臣	
財務大臣	

意見書第9号

コメの価格高騰を抑え安定供給を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月26日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 川本 佳子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

コメの価格高騰を抑え安定供給を求める意見書

コメの不足と価格高騰が国民生活に深刻な影響を与えている。販売価格は昨年同時期の2倍にまで跳ね上がっている。備蓄米放出で市場に5キロ2000円台のコメが出まわっているが、その量は約30万トンであり、随意契約と輸送費を国が支援するという裏付けがあつてのことであり、国内の年間需要約700万トンの一部に過ぎない。5キロ2000円台で販売されたとしても大多数の小売店には届かず、民間の流通米は高止まりになることも懸念される。すでに高価格で取引された在庫があり、今年収穫されるコメも高価格で契約されているもとでは、コメの価格高騰を抑え、安定供給をはかるといふ事態には至らない。また極端に安い売り渡し価格は、農家に米価下落の不安を広げることにもなる。

コメの価格高騰は、需要量より2023年産米が不足したことに起因している。コメの消費減退を大前提に、需要に見合うギリギリの生産計画をたて、農家に減反を押しつけてきた結果である。またコメの流通の自由化をすすめ、米価を市場任せにしてきた結果でもある。農家は、生産費を償えず、コメをつくれればつくるほど赤字になる状況に追い込まれている。後継者が育たず、生産農家の減少・生産量の減少という事態を引き起こしている。

コメをめぐる今日の危機を打開するためには、備蓄米の放出等の緊急対策とあわせて、生産基盤の強化が不可欠である。よつて下記の事項を強く求める。

記

- 1 コメの生産量を増やすために、農家への価格保障と所得補償を行い、農家が安心してコメ作りができるようにすること
- 2 価格高騰に困惑している各家庭や学校、医療・福祉施設へ、コメの安定供給に責任をもつこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

宛

意見書第 10 号

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 26 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める 意見書

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質および量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と、子育て支援や少子化対策への貢献という両面から、極めて重要な政策的意義を有する。政府は、小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費をまかなう必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれがある。

したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければならない。

給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の充実、有機食材の使用拡大を求める声が高まっている。一方で、日本の食料自給率は令和5年度 カロリーベースで38%にまで低下しており、第一次産業の振興や食育の観点からも、地産地消のさらなる推進が必要である。

よって、国による給食無償化の実施にあたっては、すべての児童・生徒の健やかな成長を促す為に、給食の質および量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないように下記の事項について特段の取り組みを強く求める。

記

- 1 給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計を行うこと
- 2 地産地消の推進、食育の充実、減農薬食材等の使用拡大などを含む、質の高い給食を安定的に提供できるよう、十分な予算措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
農林水産大臣

宛